

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 11月号 (通巻第91号)

関西労働者安全センター 1981.11.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- 針灸治療による労災者の打切り改善
- 「職場における心の問題」討論会
- 連載／80年代医療の動向
- 労災職業病研究会
- 11.14～15 第4回全国集会 7
『全国労災職業病連絡会』に改称
- 前線から(ニュース) 11
- 講座トピックス 19
- 年末カンパへの御協力のお願い 20

針灸治療の制限!!被災者の

打切攻撃を許すな!

→ 施術期間 ↑

内簡案——はり・きゅうの施術にて

通達案——支給対象となる疾患は、疼痛、シビレ及び麻ひ等であつて、医師が、はり・きゅうの施術を必要と判断し、病名、症状(主訴を含む)発病年月日を明記した診断書により指示したもの。

労働省通達(案) 出される

通達案——初療の日から六ヶ月以内を限度とする。ただし、医師がさらに診断書により指示した時は三ヶ月

—初療の日から九ヶ月を限度に延長

できる。

内簡案——初療の日から六ヶ月または九ヶ月に達した者については、施術効果及び症状を詳査して症状固定として治癒認定の処理ができるものか、あるいは「はり・きゅう」の施術効果がなお、期待できるものであるか、または他に適した治療方法があるかを判断のうえ措置をすることになるが、これらの判断を行うに当

→ 医療との併用 ↑

内簡案——はり・きゅう施術と医療機関における一般的治療との併用は認められない。また、医療機関内におけるはり・きゅう施術も給付の対象にしない。

以上の内容は一言づつでいえば、
①治療期間は最高九ヶ月で打切ること

労働省と針灸業界との間で進められていた針灸治療の協定交渉の中で遂に労働省の通達案が出された。去る一〇月二六日、業界三団体会長と労働省との交渉の席で、労働省労働基準局長通達案と同補償課長の内簡案が示されたもので、その内容を抜粋すると

つては、医師の意見のみではなく、必要に応じ受診命令による診断、または専門医等の診断を求めるのこと。

と、後は監督署の命令で局医に診断させて症状固定→打切りの道をつくつたこと

②対象症状を疼痛、シビレ、麻痺だけに制限することにより、針灸で効果があるといわれている内臓病、中毒、じん肺等での針灸治療をいつさい切り捨てたこと

③医療との併用を全く認めないことにより、併用による治療効果を全く切り捨てた。また、針灸を医療から切り離し、針灸師の地位向上の道を開ざしたことである。

この通達案に流れる考えは、今年七月に振動病患者を切り捨てるために出された通達と全く同じであり、労働省の反動攻勢は増え強力に、露骨になつてきている。

反対闘争を盛り上げよう

一月一四日、日保連会長関野氏が確認したことは、◎一一・一の通達了承は点字毎日の誤報であるので

訂正を求める、◎日保連中央委までに被災者を含めた労働省交渉設定に努力する、◎今後、疑問点は三者で解明していく、という内容であったが、全針師会新聞でも一月一日の執行部会で通達案を了承したと報道されており、確認書を反故にするよな裏切りを行つており、関西では、関野糾弾の闘いを組むべく準備が急がれている。

また、産衛学会での問題提起をうけて、医師の声明文を出し反対していこうとの動きもでてきている。全国協は、労働省の反動通達案を明らかにさせるため労働省交渉を一二月五日(予定)に行うことになつていて、このような状勢の中で、協定案を最終討議する場として予定されていた一月二六日の日保連中央委は延期となり、いつ開かれるかまだ決つていないのである。

今こそ、業界、労働省に対する中央行動と運動して各地からの反対闘争をより広く、より大きくもり上げていく必要がある。

11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	9	7	6	24
20	15	14	8	1	26	23	22	19	17	5	30	22	23
大阪総評、労基局交渉	質問	全国協、労働側委員より	業界より最終要望を提出										
国会社労委で社会党川本議員が労働省を追及	隅谷会長、被災者と話をす	が、全針師会新聞でも一月一日の執行部会で通達案を了承したと報道されており、確認書を反故にするよな裏切りを行つており、関西では、関野糾弾の闘いを組むべく準備が急がれている。	が、全針師会新聞でも一月一日の執行部会で通達案を了承したと報道されており、確認書を反故にするよな裏切りを行つており、関西では、関野糾弾の闘いを組むべく準備が急がれている。										
全国協、第二回労働省交渉	と会見、「被災者の打切りに労働省が責任をもたない限り協定には応じない」	と会見、「被災者の打切りに労働省が責任をもたない限り協定には応じない」											
日本産衛学会合同研究会で問題提起と反対署名が行われる	大阪総評、労基局交渉	質問											
全針師会々長主催の学会で全国協、会長と会見、確認書をとり交す	全国協、労働側委員より	業界より最終要望を提出											
「職業病認定問題に関する全国連絡会議」第四回集会で反対決議	隅谷会長、被災者と話をす	が、全針師会新聞でも一月一日の執行部会で通達案を了承したと報道されており、確認書を反故にするよな裏切りを行つており、関西では、関野糾弾の闘いを組むべく準備が急がれている。											
東京地評、労働省交渉	と会見、「被災者の打切りに労働省が責任をもたない限り協定には応じない」	と会見、「被災者の打切りに労働省が責任をもたない限り協定には応じない」											

「職場の安全衛生を考える」討論会へ 参加を

安全センターでは機関誌において、「我々は資本側の『安全運動』の要」として、七二年に労基法から分離独立化された労働安全衛生法が存在していました。その主な問題意識は、職場の安全衛生を考える」を連載してきました。その主な問題意識は、大手企業、とりわけJCI・同盟等組合が御用右派幹部によつて牛耳られている職場においては、安全衛生問題が労働者の生命と健康を守るという観点を完全に離れて、資本の労務管理の方策になつてしまつてゐるのではないか、ということでした。そして、これまでの企画の中では、日海労組の場合を除けば残念ながら悪い予想が的中しており、ある職場では「安全衛生違反反則点数制度」なるものが出現し、労災事故を起せば労働者が懲戒処分されるというところまで進んできているという事態さえ明らかになつてきています。

安全問題だけを独立してとりあげ始めなければならぬとさえ考えていました。しかも、ゼロ災害運動ナンセンスとセンスー災害不注意論ナンセンスと並んで、労働者の手にとりもどすところから始めなければならぬとさえ考えていました。しかし、労働者有志の主催で、十二月十二日、午後一時より市立港区民センター一階会議室（桜）にて開催される「職場の安全衛生を考える」討論会に参加を希望します。

て、何かが解決するといふようなことはありえないことから、労働運動のすすめ方の論議になるかも知れませんが、今回の討論会におきましては、「安全問題を労働者の手にとりかえしていく」ということを中心にして論議を進めたいと考えています。年末にてお忙しいとは存じますが、関心のある方の参加を希望します。

「職場の安全衛生を考える」討論会
主催 関西労働者安全センター
日時 十二月十二日、午後一時より
場所 市立港区民センター 一階会議室（桜）
（港区弁天2-1-5 電話5721-0020）



80年化粧の歴史

(第七回) 労災職業病研究会 松浦良和



二、医療による

人民管理の進行

今まで主として経済的側面から

八〇年代医療の動向を分析してきたが、権力にとっての今後の医療政策のもう一つの要は、医療を人民管理抑圧のために徹底的に利用することである。資本主義の腐朽と危機が深まる中で、八〇年代の日本資本主義延命のカギは、いかに労働者を資本家のための一層忠実な働きバチとして管理支配しつづけられるかであり、

定期健診や特殊健診、あるいは成り立ち上る人民をいかに徹底的に診が行われている職場が多いが、こ

れらの医療もまたこの目的のためにより巧妙に管理支配抑圧体制に組み込まれようとしている。

これらの人民管理のための医療を以下四点に整理して分析してゆきたい。

- 1、労働者管理のための医療
- 2、地域住民管理のための医療
- 3、矛盾陰へいの医療－公害基金法、薬害救済法を中心
- 4、弾圧のための医療－保安処分を中心

(1) 労働者管理のための医療

一方では、この様な管理抑圧に反抗して立ち上る人民をいかに徹底的に撲滅できるかという二点に凝集され

握られており、受診者個人にさえ満足に結果が知らされることはまれであります。まして労働組合が全てを把握しているところは、労災職業病についての先進的な取り組みを行つてきました全港湾等の一部の組合を除いてほとんど皆無に近いと思われる。加えて、大企業では、大学病院並みの企業病院を企業の意のままに運営しております。労働者の日常健康管理までも全てのデータが企業の手中に握られている。特に労災職業病の発生に際しては、企業病院や産業医の診断を義務づけし、労働者の医師選択の自由を完全に奪い去つてゐる大企業が大部分である。労働者の中にある素朴な「医学は中立で、医者も中立公

「正な存在」という思いを巧妙に利用し、資本家階級の手先として御用医師を囲い込み労働者をだまし続けてきたことは、関東通信病院の頸肩腕症候群に関するプロジェクトチーム答申や、水俣病隠しのために果したチツソの診療所の例を上げるまでもなく、枚挙にいとまがない。しかし大学闘争がこの様な医学の中立性のギマンを暴露する中で、労働者階級の立場に立つ医師研究者が輩出し、この間の公害労災職業病闘争の高揚を労働者と結合して作り出してきた。とりわけ、大企業程管理支配が徹底し切れていない中小企業においては支配の網目はズタズタになり、労働行政をもつてしても、抑圧しきれなくなってきた。又、大企業の中にも管理の網目を一部分くい破つて労災職業病闘争が燃え広がる気配を資本は極めて深刻に受けとめ、関経協に展型的にみられるように、全面的な労災職業病闘争の弾圧を露骨に労働行政に要求する動きとなつて現われてきている。

し、資本家階級の手先として御用医師を囲い込み労働者をだまし続けてきたことは、関東通信病院の頸肩腕症候群に関するプロジェクトチーム答申や、水俣病隠しのために果したチツソの診療所の例を上げるまでもなく、枚挙にいとまがない。しかし大学闘争がこの様な医学の中立性のギマンを暴露する中で、労働者階級の立場に立つ医師研究者が輩出し、

労災職業病闘争のための対策は主として三つの方策が実行に移されつつある。一つは、これまで地

方労基署に分権化されていた労災職業病の認定権を大幅に縮少し、中央集権化させ、実質上地方労基署での独自の判断を封じ込める動きである。これは、労基則三十五条の改悪と共に、この間の行革の動きと関連した全国済一行政という名の中央集権化である。

もう一つの方策は、産業医体制の強化であり、明確に資本家階級の立場にたつた医師研究者の育成をねらつた産業医大の設置に代表される。

これまでの産業医は、多くの中小企業においては、名目だけという弱体であり、また、労働行政のかかえる御用医師や学者も、労働者階級の立場にたつた医師研究者の鋭い指摘にたちうちできなかつたことを総括する中で、これらの産業医や局医の再編強化を急速に押し進めようとしている。更には、労働行政の目玉として職業病予防の決め手といふれこ

これまでの回次

一、医療の営利化の激進進行と独占資本の医療産業への進出

(1) 国民医療費の動向 (二月号)

(2) 医療産業の動向 (三月号)

(3) 医療供給体制の動向 (四月号)

(4) 健保財政赤字と 健保改悪の動向 (五月号)

(5) 医療従事者の動向 (六八月号)

二、医療による人民管理の進行

(1) 労働者管理のための医療 (今月号)

みで、最近職場環境管理の重視が打ち出されてきてはいるが、実際に環境測定を行うことのできる機関はそのほとんど全てが資本家側に握られており、データのねつ造さえ予想される状況であり、この環境測定データが逆に労働者をだます手段に使われ

る危険性が大きい。

第三の方策は、この間の自民党絶対多数を利用した法改悪攻撃である。労災保険法に関しては次々と改悪が行なわれ、昨年には遂に民事損害賠償との調整という、関経協が切望していた大改悪まで許してしまった。

これらの法改悪により、労災職業病に対する企業責任を骨抜きにし、労災保険法を健康保険と同性格の労働者相互扶助制度に変質させ、社会福祉政策にくみこみ、その階級的本質をおおい隠そうとしている。そして今後のねらいは、労基法の大改悪であり、その中で労災職業病に関しては、十九条の労災職業病患者の解雇制限条項の実質的廃止をねらっている。

八〇年代の労働者管理にとつても

持たせる。一方では、企業にとつて

労職研運動

労働者と共に歩む 医療活動の九年间

価格：五百円
千三百円

編：京大阪大労災職業病研究会

A5版
383P

申し込みは
安全センターへ
郵便振替 大阪315742

う一つの重要な問題は中高年労働力

の急激な増加である。そのため労働

省は、シルバー・ヘルスプランを打ち

出し、中高年労働者のための健康管理

は、欠陥労働力を早期に発見し、修理できるものは修理し、修理のきかないものは、早期に排除することを可能にさせる。

一方中小企業では、この様な余裕

はなく、大企業との格差はこの点で

も開く一方である。いずれにしても、

これらの健康管理が全て企業主導で

やられており、そのデータも全て企

業に握られていることに對し、労働

者が自分達の健康を労働者自身の手

で守り、闘いとつてゆくという基本

的な健康觀が確立されなければ、こ

の様な健康管理が労務管理と直結す

る現状を打破することはできない。

とつては、老後の健康まで全て企業

が面倒をみてくれることに対しても、労

層の企業に対する愛着心と忠誠心を

この様な労働者が自らの健康を闘い

する考え方を獲得するためには、労

災職業病闘争の果すべき役割は大き

11・14、15 第四回全国集会

全國各地に地域センターを！

一一月一四、一五両日にわたり、

災職業病闘争の発展を！」に基いて、マンガン中毒認定闘争)。

職業病認定問題に関する全国連絡会
議第四回全国集会が大阪部落解放セ

ンターにおいて開催され、二日間で
のべ三五〇名が参加した。同全国連
絡会、東京と三回の全国集会を開催
するなど全国の労災職業病闘争の交
流に大きな役割を果してきたが、今

初日の全体集会は、主催者を代表
して神奈川労職センターの齊藤氏の
あいさつに始まり、来賓として参加
した大阪總評の宮崎氏は「北炭夕張
の惨事を大きな教訓として、労働組
合としても今こそ労職闘争を強化す
る」との決意が示された。また、特

別講演として小木和孝氏より「東南
アジアの安全衛生問題」について報
告を受けた。各地からの報告は以下
の通り、全金京滋地本(地域共闘の
歴史)、大分県評職対協(医療生協の
発足)、新居浜医生協(労職対の活動)

会では、午前中に行われた三つの分
科会の報告が行われるとともに、九
月三〇日に勝訴したクロム訴訟に関
する報告を東京の平野医師が行った。
また、この間の労働省が行ってきて
いる被災者切り捨て行政の二つの焦
点ともいいうる、振動病、及び針灸
治療問題につき、全林野大阪地本金
銅氏及び被災労働者全国協の並木氏
よりそれぞれアピールが行われた。

のべ三五〇名が参加した。同全国連
絡会は、七八年一〇月の結成以来、大阪、
岡山、東京と三回の全国集会を開催
して神奈川労職センターの齊藤氏の
あいさつに始まり、来賓として参加
した大阪總評の宮崎氏は「北炭夕張
の惨事を大きな教訓として、労働組
合としても今こそ労職闘争を強化す
る」との決意が示された。また、特
別講演として小木和孝氏より「東南
アジアの安全衛生問題」について報
告を受けた。各地からの報告は以下
の通り、全金京滋地本(地域共闘の
歴史)、大分県評職対協(医療生協の
発足)、新居浜医生協(労職対の活動)

安全センターとしても、集会スローガンである「職場・地域の共闘で労

動)、全港湾名村分会(造船における

闘争のセンターを設立していくとい
う方向性が示されたことは大きな意義をもつものであろう。関西労働者

安全センターや、集会スローガンである「職場・地域の共闘で労

や1分科会

司法、行政を めぐる闘い

第一分科会「司法・行政をめぐる闘い」には、関東、関西をはじめ、高知、大分などからの参加も含め約三〇名が結集しました。第一分科会では、この間全国的に反動化している労働行政の実情について、労働省から地域の労基署に至るまで諸段階にわたり具体的に、立体的に把握し、総合的な反撃体制を考えていこうという趣旨で行われました。

労働省段階の問題としては、①日本鋼管の労災療養中被災者の解雇に対して行政は労基法一九条違反では正勤告されしない。また労働省は懲戒解雇を一九条の例外とする労基法

労働安全衛生センター)、③労働省が針灸の業者団体と協定を結ぶという方法で、針灸の期間制限などを画策しており、反対闘争を進めている(大阪松浦診療所)、④港湾作業は粉じんが多く、病気も多いのにじん肺法の適用がない。今後、全国闘争として法適用の闘いを進める(全港湾)等の報告が行われた。

労働保険審査会、労災保険審査官段階での問題としては、①慈恵医大病院の山本さんの肩腕症について、向島労基署、審査官、審査会と各々違う理由で業務外とされ、裁判中が進行しており、「全国労職連」の果さねばならない役割が極めて大きいこと、またOCR(コンピューター)導入により情報の中中央集中が

の改悪も準備している(神奈川労職センター)、②振動障害に対して今年の七月に基発四二二が出、「軽労働可能」との診断で、働く場所がなく始まっており闘争中である。また振動病被災者に対して、バイクや車の免許を行政へあずけさせるなど、しめつけがきくなっている(高知県

審査官は争点の事実を抜いた決定書を出し闘争中である(日放労関西)等が報告された。

労基署段階の問題としては、東京被災者交流会より、中央労基署の全く反労働者的行政姿勢に被災者が庁舎の二階から飛び下りて抗議するような事態に至っていることが報告されるなど、多数報告があった。

その他訴訟関係として、植田マンガン訴訟が既に結審し、来年初めにも判決が予定されていることの発表や、大分における勤労者医療生協発足のホットなニュースも伝えられた。このように「行革」をテコとして全国的に労働行政の反動化が進んでいくこと、またOCR(コンピューター)導入により情報の中中央集中が

地域における闘いの実践に関する論議を深めようと訴えた。

第2分科会 職場、地域でどう闘うか

第二分科会「職場・地域でどう闘うか」は、中小、独占様々な職場で闘う活動家、専門家等、北から南まで約六〇名の参加で熱心な討論が行われた。

まず、司会団を代表して神奈川労災職業病センターの早川氏から討議内容について提起がなされた。冒頭で北炭夕張新鉱における災害にふれ、労働組合の姿勢と「魂」があらためて問われており、労働者の生命と健康を守る運動、労災職業病闘争の重要性が更に明らかになつてきていることと指摘し、職場における様々な闘い、が報告された。

第二分科会「職場・地域でどう闘うか」は、中小、独占様々な職場で闘う活動家、専門家等、北から南まで約六〇名の参加で熱心な討論が行われた。全金からは、全国大会等で労災職業病に関する交流会は必ず熱心な論議になることを上げ、重要な問題として認識されつつあることが報告された。

また、地域における闘いについては、広島から、被災者の闘いを中心にして、地域的な取り組みを強めていくが、労組の認識がまだ不十分な状態であり、その困難さが報告された。

二三名の各実践をふまえた報告がされたが、①反合闘争の一環として進める、②合理化攻撃の進行の中で労災職業病が多発するという状況の中で、労組が中心となり、被災者、専門家と協力して行政に対する全連携を深め、反動化と闘うる全般的共闘体制の拡大、の三点にまとめられ、各地、それぞれの情勢に見合つた地域共闘、地域センターの発展を期し、第二分科会は終了した。

第3分科会 リハビリ、職場復帰 被災者の闘い

第三分科会は、被災者団体、労働組合、地域センター、医療機関など

三四名が参加し、活発な討論が行なわれた。

司会者より、労働行政の反動化、労働運動の右傾化など、被災者をとりまく全般的な状勢の中で、被災者の社会的位置をはつきりさせる、更に、被災者の団結を強化する中でリハビリ・社会復帰問題にどのようにとりくんでいくのか、また、そのためにどのような制度を実現させていくのかといった三点にわたって問題提起が行われ、討論に移った。

被災者団体からは、五九三通達に対するケイワソ患者の闘い、五九三通達からはずれられる日雇労働者の社会復帰に関する行政とのやりとりなどが報告された。また労働組合からは、全港湾での、本人、主治医、組合できめ細かい職場復帰の対策をして、職場全体で被災者を包んでとりくんでいる体験が報告された。しかし、組合で職場復帰をとりくむ場合にも、被災者自身の意識、自覚が非常に大切なことが全金の組合よ

ら、今までのとりくみの中からの教訓として、社会復帰問題は、本人、組合、医療機関が基本的に一致した形でとりくむことを原則にしていかなくてはならないこと、社会復帰は認定闘争の当初から射程にいれて考えていかなくては、後からやつても非常に困難であることなどが出された。

そして、社会復帰問題は今後的重要な課題ではないかとの問題提起も出された。

被災者の解雇を禁じてゐる労基法一九条の問題については、全造船より具体的な報告があり、リハビリ就労している者や認定される以前の解雇は一九条が適用されてゐる現実が明らかにされた。そして、労基法研究会で、懲戒解雇を一九条から削除していく動きがあるなど、全般的な労基法改悪反対の闘いの中で被災者の一九条問題をとらえていくことが重要だと指摘がなされた。

地域センター、並びに医療機関か組合、医療機関が基本的に一致したこと、それが報告され、これらを具体的に運動療法等の様々な工夫をしていることが報告され、これらを具体的に実践をふまえて制度として勝ちとつていく必要があることが出された。

リハビリ・職場復帰問題について認定闘争の最初から射程にいれて考えていかなくては、後からやつても非常に困難であることなどが出された。そして、社会復帰問題は今後重要な課題ではないかとの問題提起も出された。

労職闘争の方向性を決める非常に重要な課題ではないかとの問題提起も出された。

一つは、労職闘争の中で社会復帰問題は非常に重要な課題であること、二つには、労働行政のリハビリ医療は管理された中でしか認められない。被災者の独自性をもつた社会復帰のとりくみがなければ、行政の反動化に圧しつぶされていくこと。

三つには、社会復帰問題は、被災者の団結、労組、医療機関の協力が是非とも必要であること。

リハビリ医療については、各地で



争点抜かりの 不当な審査会決定

大阪中央

大阪労基局へ連日行動

日放労関西支部

ルームのフ行動を起し、審査官(飯田)に對し交渉申しこれを行つ

野呂氏の脳卒中死亡につき

イルム編集労働者であった

12月初旬に最終結論

此花労働者センター

前線から

大阪労災保険審査官は、一〇月一九日不當にも棄却の決定を行つた。前号でも報告したように、決定書にはこの問題の最大の争点ともいふべき、死亡前の大津高校総体出張が抜け落ちており、不當なものである。日放野呂氏の脳卒中死亡につき

比花労働者センター、朝鮮総連西支部、安全センターワークの出向社員)の脳卒中労災認定問題はいよいよ大詰めの段階を迎えた。七月十五日に基本意見書とともに通運の従業員で同区レンゴに労災申請を行つて以来、

松原氏 脳卒中労災

西大阪

た。しかし労基局側は一貫して審査官をテープルにつけさせることを拒否し、不満があれば中央審査を行え、の一点張りの対応を行つてきたのである。しかし組合側は大衆動員も含め、一〇月末から一一月初めにかけ連日にわたり労基局行動を開き、その結果、労災管理課長はついに対応できなくなり、局次長が現れるに至つた。そして「今後はそ

のようなこと(争点がもれかること)を拒否し、不満があれば中央審査を行え、いよう強く指導する」と一步前向きの答弁が行われ、また局として、中央審査に對し、この件についての意見を上げるとの確認を得た。

組合ではこの確認を基礎に審査官(飯田)の責任問題を徹底追及する構えである。

うか、②フォークリフト免許取得のための学習が、合格しなければ解雇されるという不安をつのらせ、文字

もあまり読めない同氏にとつてどの程度の苦痛であつたか、ということの問題にしほられてきており、また

内容的にこれらの点については、三者の方は十分に立証したという確信をもつてあります。一二月初旬にも行わ

れる最終決定が期待されて

いる。

西大阪

住電で死亡災害発生

原因は明らかに人減らし

住友電工労働者有志

去る一〇月三〇日、住友電工製作所裸線工場において、午後の作業開始直後に約五〇〇キログラムのビレット（鋳造鋼）の塊が後頭部にあたり、脳座創、頭蓋底骨折陥没骨折でまもなく死亡するという労災死亡事故が発生した。

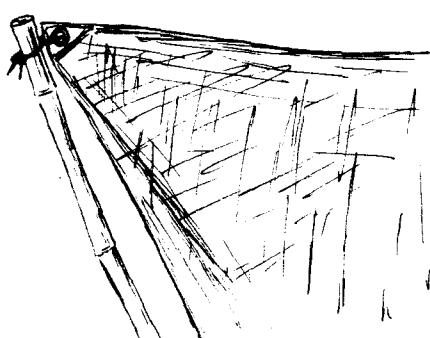
筒井義房氏、三四歳、勤続一三年の中堅労働者が半連続 造銅ビレット四本（

一本二三〇キログラム）の引上げ作業中、内二本のビレットにワイヤーをかけ、クレーンで縦吊りし移動したのち、ビレットをはずすためしゃがんで作業してい

るところへ、残りの二本のビレットが倒れてきて後頭部に当つた（労組発表）。しかし今日、大企業の合理化による人べらしは、際限なく推し進められていま

た。私たちは、高松労災の原因は過酷な労働管理に起因するものだととして追及し、労働基準監督署の指導と、会社の反省を強く求めました。

“住友電工闘う労働者”より
ていなかつたと言われている。労働者同志が声をかけ合い、助け合つて作業の出来来る安全な職場にするためには、労働者の立場に立つた安全活動の推進とチエックが最も必要なのである。



北大阪

早期認定求め

淀川労基署と大衆交渉

全通大阪日通支部

一月一三日、全通大阪 中谷氏が事故寸前の状況に
日通支部は、同地区本部及び安全センターとともに淀川労基署と交渉をもち、故中谷氏の脳卒中死亡につき、労災認定を求める請願署名を署長に提出するとともに、早期認定を強く要請した。

この問題については七月

十五日の申請以後、支部、

安全センターで意見書を作成し、これに基いて既に数回にわたって交渉を継続してきましたが、先の基本的主張

に加え、その後の組合調査において、更に二つの有力な事実が明らかにされてきた。その一つは、死亡当日

中谷氏が事故寸前の状況に遭ったことが西淀郵便局の同乗者によつて証言されたこと、他方は同氏が死亡直前に入つた風呂が極めて粗悪であり、從来から組合員も散遠していたという事実

大阪中央

頸肩腕障害の労災認定闘争

百分補償協定延長と体制強化

大阪国保連絡組

一〇月二九日、大阪国保連職員労組は総評東地協、安全センターとともに大阪中央労基署との交渉を行い、

組合員Aさんの頸肩腕障害について早期労災認定するよう強く要望した。Aさんは

学習会を開催するなど、取り組みを強めている。

である。支部及び安全センターでは、これらを踏え、「労災間違いなし」との確信を深め、支部員全員の署名活動に入るとともに、この日の交渉に臨んだ。当日は地区本部書記長をはじめ、遺族、安全センター、支部

組合員など三〇名もこえる参加があり、当局側も「組合側の意見を尊重し、年内にはケリをつけたい」と約束した。

組合ではAさんが休業九カ月に及ぶに伴い規定の百分補償期限が切れること、及び、労基署の認定が更に先になることを踏まえ理事会側と団体交渉をもち、百分補償期限を認定が下りるまでとするという協定をかちることに成功した。これによつて初の頸肩腕症労災認定勝利に向けじっくりととりくむ体制が整つたことになり、一一月一九日に

は南大阪労働者診療所の松浦医師を講師として、職場

腰痛症の分類認定

阿倍野安基と交渉再開

•全金太平製作支部

一〇月二七日、全金太平製作支部及び安全センターは、支部組合員である小原氏の腰痛症について阿倍野労基署と交渉を行つた。労災申請については既に五月の段階で行つており、この交渉は最初、以前に問題となつた“既に健保で受けた療養費の労災請求方法”で行つたアンケート結果を提出することによつて論議を開いたことになる。

一九七八年八月二〇日に
組合結成を理由に不当解雇

された兵福労砂子療育園支部の野口さんは、三年三ヶ月の闘いを経て、去る一〇月二一日、兵庫地労委の原職復帰命令を勝ち取つた。

社労働者の腰痛闘争が大き
く盛り上がった時期であり
この攻撃は組合つなしきの

闘いが続けられ、すでに廿九年春には「解雇処分は不当である」との決定を裁判

より砂子療育園移転、甲山

つある。この勝利を期に更なる福祉労働者の闘いの進展が期待される。

ものだった。たゞ重なる不

所から引き出している。甲

り、そうした中で勝利命令を引き出し、職場復帰を勝

となつた”既に健保で受け
た療養費の労災請求方法“

ることなく、労組、安全セ
ンター側と十分に協議し、

会員労組、被災者団体も全
面支援を確認している。

に二つて署の見解を追及したが、被災者が一度実費を健保に返さねばならないという負担がかからないよう行政として善処するといふ回答を得た。また、腰痛の

論を尽した上で行うよう要求し、慎重に行うとの確認を得た。

野口さん(砂子療育園)
原職復帰勝ち取る

ち取った意味は極めて大き
い。

神戸

被災労働者全国協が 第2回総会を開催

針灸制限との闘いなど 決意も新たに！

一月三日、労災職業病被災労働者全国協議会の第二回総会が神戸で開催された。針灸治療の制限問題で緊迫した闘いの最中であり、関心も高く、関西の被災者団体を中心に一二〇名近くが参加した。

小林議長のあいさつ、議長団選出の後、来賓として

兵庫県スモンの会、京滋
ん肺患者同盟より、連帯と
激励のあいさつがあつた。
祝電も川本敏美衆議院議員
等の国会議員、日本労働者
安全センター、全港湾、全
国じん肺患者同盟など、昨
年八月に結成以来、労災法
改悪反対闘争、針灸治療問
題等を共に闘つてきた様々
な団体から寄せられ、披露
された。

南大阪

所内職員と地域労働者の 一層の連帯強化を!

第5回総会で確認

南大阪労働者診療所運営委員会

るよう順調に発展してき
たといえる。しかし、この
間の自民党政権の極端な反
動化攻撃と、いわゆる「行
革」に伴う労働省の反労働
者の姿勢の顕在化等によつ
て、健康保険の点数改訂、
針灸治療制限問題などが相
次いでおり、診療所運動を
とりまく情況がこれまでと
は比較にならないほど厳し
いものとなつてきているこ
とは事実である。総会では
これらの状況を踏え、今後
の逆風の中における運動を
進めるべく、所内職員の一
層の団結強化、及び運営委
活動の充実という点が強調
された。新体制としては、
橋井委員長を再選するととも
に、診療所職員会議を代
表して初めて職員の小松氏
を幹事として確認し、所内
職員と運営委の一体化をは

一〇月二四日、全港湾大
阪支部安全衛生委員会は、
第四回総会を開催し、八一
年度の新体制として、登義
一氏を委員長に再選すると
ともに新しくスタートを切
つた。

八〇年度の総括として、
安全パトロールの結果安全
衛生委員会の組織率が二分
の一程度であり、早急に組
織化する必要があることや、
等が反省点として報告され

未だに年一回の定期健診さ
え行つてない分会があつ
た。逆に前進面としては、
針灸學習会第七期を成功さ
れた。

八一年度の方針としては、
特に重点課題として、トラ
ック労働者の腰痛問題につ
いての一齊健診の実施、全

全港湾大阪支部安全委 員会開催

南大阪

じく肺腫瘍へのとりくみなど確認

たり、行つても分会で
結果をつかんでいない問題
セントーの組織確立をかち
せたこと、関西労働者安全
等が提起され、これが確認

山氏より若干の全通の闘い
の歴史が述べられ特別講座
を終えた。

第一回労職講座を終えて
”より実践的、具体的な内
容をもりこむ”という反省

があつたが、第二回講座に
は、今特別講座のように職
場見学等をとり入れるのも

一〇月二七日、第一回労
職講座の一環として大阪西
郵便局の職場見学を行つた。

最初に、全通西大阪支部
の横山氏より郵便局での日
常業務の内容等が説明され、
その後実際に職場に行き、
局内にある機械や具体的な
仕事内容の説明を受け、中
でも郵便番号自動読取区分
機には参加者全員驚かされ
た。この区分機に入れられ

のである。

常であり、現実に全通にお
しかしながら、このよう
な大規模な機械が導入され
れていると聞く。最後に横

おもしろい企画である。

安全センター

労災職業病特別講座

西郵便局職場見学

第一回労職講座を終えて
”より実践的、具体的な内
容をもりこむ”という反省

があつたが、第二回講座に
は、今特別講座のように職
場見学等をとり入れるのも

南大阪

保安処分問題をテーマに

第七回例会を開催

人民医療に学ぶ会

一月三日、第七回人民の無産者診療所運動に学び、医療に学ぶ会—刑法改悪、また戦後の民医連運動を批判的新設を阻止するため、保安処分新設を阻止するため、松浦診療所に於て開催され、労働者、医師、被災者等約三〇名が参加した。

これまで同会では、戦前

具体的像を作り上げようと取り組んできたが、今回はおりから「通り魔」「精神障害者野放し」キャンペーン

をあおりたてながら、自民党政府が保安処分という名の人権抑圧法の制定を目論む状況があり、さらにこれが刑法の全面改悪にもつながっているという情勢をふれられて、新たに「人民医療」の習会として開かれたものである。

当日は中北弁護士と光愛病院の星野医師が講師として招かれた。中北氏からは、改悪刑法案が多くの新たな

内容をもつてゐるものであるかを述べられ、これに反対する運動の必要性を訴えられた。

会活動」の三つの分科会が朝から開かれ、各大学からのレポート報告を中心に、活動内容の交流、共通する課題の確認と解決方法等の討論がなされました。

去る一月十五日、京都 当日は、一四〇名の医学生、大学医学部で昨年に引き続き、八一年関西医学生ゼミナールが開催されました。

「『障害者』問題」「自治

神科医、日本精神衛生法委員会委員)に、来春の国会の上程が目論まれてゐる保安処分についての講演、統一化の確認と解決方法等の議論がなされました。

午後は総会として、「激動する医療情勢の中、新たな変革を求めて」という

テーマの下、青木薰久氏(精

現在の、全国の医学部に

京都

関西医学生ゼミナール

労働者のための医療の実現を!

一月三日、京都 当日は、一四〇名の医学生、大学医学部で昨年に引き続き、八一年関西医学生ゼミナールが開催されました。

「『障害者』問題」「自治

10月の新聞記事から

- 十・一八 尼崎市にある工場が基準の五八倍の鉄分を含んだ排水をたれ流し捜索を受ける
（大阪 津市）
- 十・一九 大鵬薬品工業、抗炎症剤「ダニロン」を発ガンの疑い無視し販売していたことが判明
クロム禍訴訟（九月一八日原告勝訴）で会社側が判決額に一億円上積み
- 十・二〇 カネミ油症事件（六八年）で被害者二九人が第三次訴訟を福岡地裁に起こす
- 十・二一 米軍基地のジェット燃料タンク爆発（横浜）
- 十・二二 大阪門真市が労働協約で決められた水道局職員への手当を一方的に半額にカットしたことに対し、同市水道労組は全額支給を求め地労委にあつせん申請した
- 十・二三 北炭、五九人を坑内に閉じ込めたまま注水開始
- 十・二四 大阪地裁の女子事務官の職業病（けい肩腕症候群）裁判、控訴審で逆転敗訴
- 十・二五 東名高速（小牧）でトラックなど三重衝突事故三人死亡、トラック運転手に過酷走行を指示した会社も送検
- 十・二六 精薄者の交通事故慰謝料「健常者と同等」を認める（千葉地裁）
- 十・二七 無リン合成洗剤の使用が増え界面活性剤濃度が急増（琵琶湖）
- 十・二八 未熟児網膜症訴訟で大阪地裁は「関西医大に落ち度なし」として患者の訴えを棄却
- 十・二九 昭和電極訴訟、国の適用基準ワクを超える食道ガスも認定、遺族側勝訴
- 十・三〇 北炭夕張炭鉱でガス突出事故

おける沈滯の状況を打破すべく、各大学の実践と経験を持ちより交流し、同時に今後の医療の進んでいく方針を見定め、その中でいかに患者、労働者のための医療を実現するかを模索する上で、充分とは言えないま

でも一定の役割を果たすこととができたと思います。今回の医ゼミの成功を一つのステップに、より一層向を見定め、その中でいかに患者、労働者のための医療を実現するかを模索する上で、充分とは言えないま

とができます。また、医学生運動を発展させていくべきだと思います。

きたいと思います。

今回の医ゼミの成功を一つのステップに、より一層を発行する予定です。

労働災害の原因として個人の“不注意”が責められることがよくあります。

普通我々は「注意すれば事故は防げる」と頭から決めてかかっているところがあり、実際に事故が起きる「注意していなかつたのではないか」と言わると、ついつい当事者（事故の）も「自分の不注意が原因である」と考えがちです。

では、人間の“注意力”というものはいつまでも持続できるのでしょうか。否です。ある実験で（監視作業の場合）、作業開始直後から約三〇秒から数分の間隔を置いて注意低下期がくり返し出現することが確かめられています。つまり、およそ人間の“注意力”といいうものは、一様に同じ水準で持続することなどできないということです。

そうである以上、資本の逃げ口上に常に利用される「不注意論」は、なんら問題の根本的解決にならないのは明らかです。必要なことは、不注意以前の問題、すなわち、注意低下期をカバーして安全を保つだけの

設備、労働条件が整つてゐるかどうかとすることです。

注意力は必ず落せる 災害は不可避!?



コ三〇〇〇本を吸うに相当するといふことです。

われています（あくまでも統計的にみた場合ですが）。

これはなにも岩佐さんが、敦賀原発で被曝した放射線の量ではありません。健康診断でのレントゲン検査において受診者があびる放射線の量なのです。このレントゲン検査の方法には、間接撮映と直接撮映というものがあります。検査方法によっても放射線をあびる量も異なり、直接撮映では七ミリレム（実際は二〇ミリレムともいわれる）、間接撮映においては、先程述べた二七〇ミリレムといわれています。つまり間接撮映の方が直接撮映に比べて四〇倍近い放射線をあびているのです。

レントゲンを受けたからといってかならずガンになるというものではありませんが、ただ今後、健診を受ける場合、検査する側の指示のみに任せるのではなく、検査を受ける側の健診に対する対応策（例えば、間接撮映を直接撮映にするとか）のひとつとして知つておく必要があるでしょう。

年末カンパへの御協力のお願い

各位におかれましてはますます御健勝のことと存じます。また関西労働者安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭達に対し、心より御礼申し上げます。

安全センターも今年の三月に新体制で再出発して以来、まだ八カ月にしかなりませんが、この間の情勢の展開には驚くべきものがあります。

軍事費増大、教科書改訂、保安処分導入問題など政府の露骨な反動政策は言うに及びませんが、鳴物入りで現れた「行政改革」が実際には福祉切り捨てを軸として、労働者がこれ

まで長い年月をかけてかちとつてき

た果実を問答無用でつぶしてしま

改善されてしましましたが、まだま

だ不安定な状況が続いております。

労災関係においては、振動病被災者

らかとなつてきています。そして

労災関係においては、振動病被災者

の年未カンパへの御協力をお願ひす

る次第であります。

労災関係においては、振動病被災者

までの切り捨て通達、針灸治療制限攻撃といつた形で具体化しており、安

全センターも現在、関係団体と協力

を密にしながらこれらとの攻撃に対し

て全力で闘っているところであります。

一九八一年十一月

関西労働者安全センター

運営協議会 議長 山本 敬一

名村造船所 マンガン中毒労災認定

安全センターまで

パンフレット

全港湾建設支部名村分会の闘いの記録

田川版九六頁 税額六百円

200円

昭和
50年
10月
29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

11月号（通巻第91号）

昭和
56年
11月
20日
発行

（毎月
一回
20日
発行）

■写真説明／11月7日 南労会運営委員会
第5回総会の模様

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28